

令和 6年 3月 25日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 26日 公布

令和 年 月 日 適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第17号

佐用町上月地域交流センター条例

佐用町上月地域交流センター条例をここに公布する。

令和 6年 3月 26日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第17号

佐用町上月地域交流センター条例

(設置)

第1条 町民の芸術文化活動及び生涯学習活動を推進し、社会教育及びコミュニティ活動の促進並びに地域の活性化を図るため、上月地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 上月地域交流センター
- (2) 位置 佐用町上月787番地2

(管理及び運営)

第3条 町長は、常に良好な状態においてセンターを管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営に努めなければならない。

2 町長は、センターの設置目的を効果的に達成するため必要があると認める場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理運営を行わせることができる。この場合において、第7条及び第8条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表中「基本使用料」とあるのは「基本利用料金」と読み替えるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める使用料の額の範囲内において、町長の承認を得て定めるものとする。また、利用料金の額を変更しようとする場合も同様とする。

4 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

5 町長は、必要があると認める場合は、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則（以下「条例等」という。）の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用及びその制限に関すること。
- (2) センターの利用料金の徴収に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が定める業務

(行為の禁止)

第6条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公安、公益を害し、又は善良な風俗をみだすこと。

- (2) センターの建物、建物の附属設備又は備品等（以下「設備等」という。）を損傷し、汚損し、又は亡失（以下「損傷等」という。）すること。
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物等を携帯すること。
- (4) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (5) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (6) 飲酒をすること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

（使用許可）

第7条 センターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するおそれがあるとき。
- (2) その他町長が許可しないことが適当と認めたとき。

（使用許可の変更、停止又は取消）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用条件の変更若しくは使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、生じた損害については、町は賠償の責を負わない。

- (1) 条例等又は使用許可の条件に違反して使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による事由により、使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認めたとき。

（使用料）

第9条 第7条の規定によりセンターの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表で定める使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、センターを使用しないことについてやむを得ない事由がある場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備又は備付け以外の器具）

第11条 特別の設備又は備付け以外の器具を使用するときは、町長の許可を受けなければならない。

（原状復帰）

第12条 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの設備等を損傷等したときは、これを原状に復帰し、これに要する費用を負担しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐用町上月文化会館条例の廃止)

- 2 佐用町上月文化会館条例（平成17年佐用町条例第168号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の佐用町上月文化会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部改正)

- 4 佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例（平成17年佐用町条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「上月文化会館内」を「上月地域交流センター内」に改める。

別表（第9条関係）

(単位：円)

室名	午前	午後	夜間	その他
多目的室1	900	1,200	1,200	
多目的室2	900	1,200	1,200	
和室	900	1,200	1,200	
大会議室	1,500	2,000	2,000	
備考				
1 「午前」とは、9時から12時までをいう。				
2 「午後」とは、13時から17時までをいう。				
3 「夜間」とは、18時から22時までをいう。				
4 大会議室を準備、リハーサル等に使用する場合は、基本使用料の3割とする。				
5 営利を目的として施設を使用する場合は、すべて基本使用料の10割を加算する。				